

千葉県自然環境保育認証制度実施要領（素案）等に対する御意見について 沼倉委員意見書

16. 認証団体等への支援内容（素案）

(5) 活動費補助について。

プランターなどはプラスチックではなく木製品を対象とし、千葉県内の森林を活用した製品に対して支援してはどうでしょうか。苗木なども千葉県内の資源の利用を推奨。そのことが県内の資源の有効利用と経済の循環につながっていくのではないかと考えます。自然保育認証制度が県内の様々な自然をキーワードとする分野と結びついていけると良いと思いました。

(6) 運営費補助について。

公的助成を受けていない団体に対する運営費助成を想定とあります。

長野県と広島県の公的助成の注釈には、多様な集団活動事業の利用支援と書かれています。千葉県も同様にお考えでしょうか。

多様な集団活動事業の利用支援は、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う保育料に対して、地方自治体が手を上げることによって受けられる支援です。

なぜこの支援を受けていると、運営費の助成を受けられないのでしょうか。

認証の要件に「集団活動事業の利用支援対象となっている子どもがいること」とあり、その要件をクリアすると運営費の助成は受けられない。

運営費助成を受けられるのは、どのような団体を想定されているのでしょうか。

認証要件として必要とするが、要件を満たせば運営費の助成はないという仕組みが理解できません。

多様な集団活動支援事業は事務手続き全てを運営側が行い支援金は保護者が受け取るので、運営側には手間がかかるが一切の支援金は入りません。それでも無償化の対象外となっている子どもたち（家族）に少しでも支援が届くように努力を重ねています。

施設型給付費を受給していない団体に対する運営費助成を希望します。

○フィールド補助費の記載はありませんが、(5)活動費補助に含まれるのでしょうか。刈払機やチップソー、チェーンソーや燃料など、フィールド整備には欠かせない用具がありますのでフィールド整備補助金の設定もお願いします。